

契約関係を見直します

令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布されました。この法律の趣旨※を踏まえ、またフリーランス法の施行（令和6年秋を予定）を見据え、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業業務する契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造になっていません。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

皆さまにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

■見直しのイメージ

図1【現行】

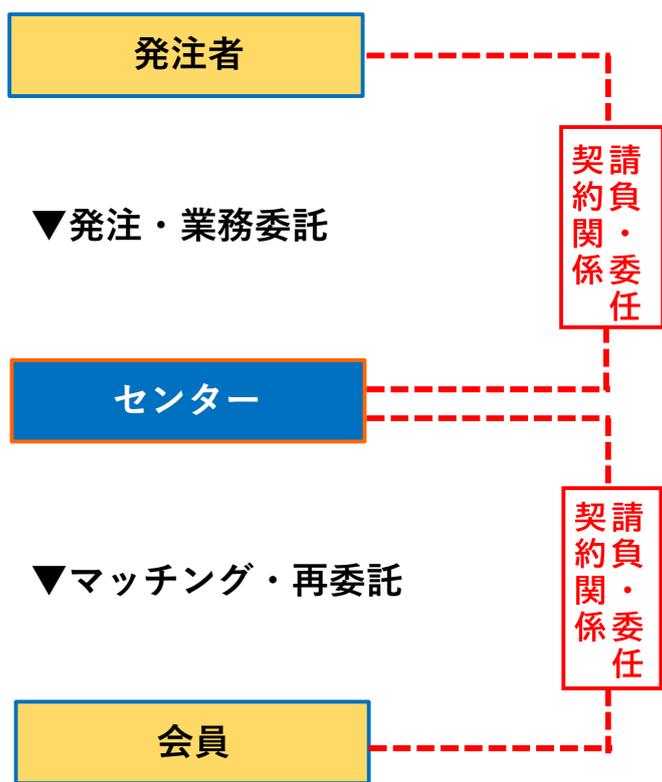
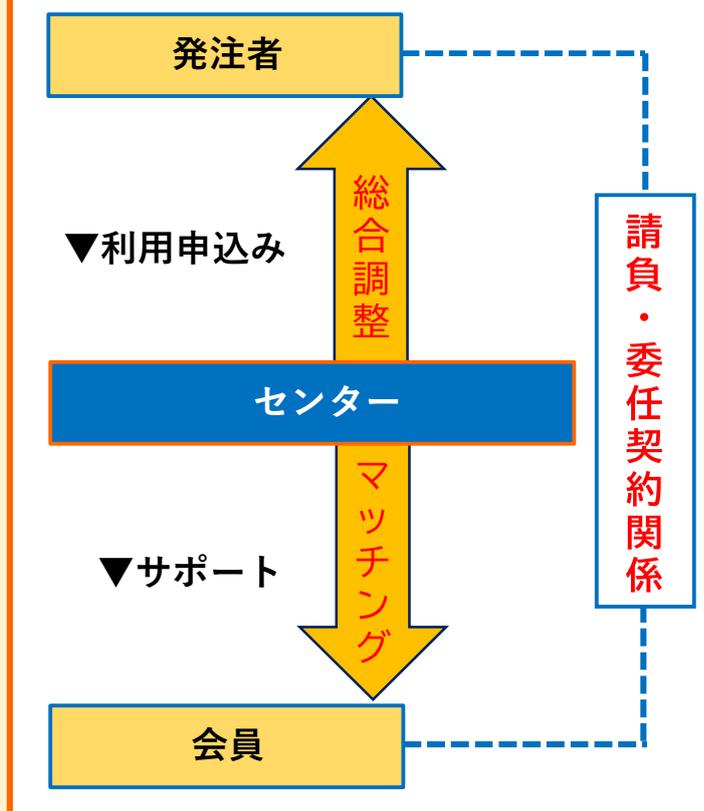


図2【変更後】



※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者（いわゆるフリーランス）「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者（いわゆる発注者））に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。